

第 3 2 回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 2 月 9 日（金）午後 1 時 5 0 分から午後 3 時 0 0 分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3 階）

3. 出席した農業委員（13 人）

会 長	1 4 番	前 川 正 人			
委 員	1 番	丹 野 義 基	2 番	佐 畑 幸 一	
	3 番	伊 東 登	5 番	唯 野 哲 夫	
	6 番	坂 本 雄 司	7 番	後 藤 義 昭	
	9 番	小 島 良 金	1 0 番	佐 藤 雄 一	
	1 1 番	武 島 竜 太	1 2 番	中和田 吉 彦	
	1 3 番	目 黒 正 一			

4. 欠席した農業委員（0 人）

5. 遅参した農業委員（0 人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志 賀 謙 寿
事務局次長兼農業振興係長	陶 裕 人
農地係長	橋 本 庸 介
事務局主査	大河原 康 平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議 事

報告第1号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について

(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(6) 農地使用賃借合意解約届出について

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第5号 令和5年度第9号農用地利用集積計画について

議案第6号 相馬市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので全員ご起立を願います。
一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第32回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、
委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律
第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに
第32回相馬市農業委員会総会を開会いたします。日程第1、諸般
の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般についてご報告申し上げます。
お手元の資料諸般の報告をご覧ください。

1月17日（水）日下石地区の座談会を実施いたしました。

1月20日（土）東京都で開催された新・農業人フェアに相馬
市がブースを出店し、坂本委員にも、ご出席いただき来場者（7
組9名）からの各種相談に対応していただきました。坂本委員、
ありがとうございました。

1月24日（水）立谷地区の座談会を実施いたしました。

1月30日（火）、本日の総会に係る議案書を郵送させていただ
いております。

1月31日（水）赤木地区の座談会を実施いたしました。

2月5日（月）本日の総会に向けて、現地調査を行っております。

2月7日（水）柚木・赤木地区の座談会を実施いたしました。報
告は、以上でございます。

議 長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。1番丹野義
基委員、2番佐畑幸一委員、ご兩名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、
本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」 との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いた

しました。次に日程第４、議事に入ります。報告第１号農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第１号農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について、昨年１１月に市長に提出した農地等利用最適化推進施策に関する意見書は令和６年１月２６日付けで回答がありました。農林水産課長より回答書の説明について申し出がありましたので、入場を許可していただきたいと思います。以上よろしく願いいたします。

議 長 お諮りいたします。只今、事務局説明のとおり、農林水産課より回答書の説明をいただくため、農林水産課長の入場を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。農林水産課長の入場を認めます。

(片平農林水産課長 入場)

議 長 それでは、片平課長より回答書の説明を求めます。

農林水産課長 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答。貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より市農政につきまして、格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、去る令和５年１１月１７日付でいただきました件名の意見書に関しましては、今後の農政業務を運営していく上で、重要な案件と受け止め、担当部門と協議を行い、下記のとおり回答いたします。１農業経営の安定化に対する支援策について、①農業用資材等高騰に対する支援策、市は、国際情勢の著しい変動による肥料等の農業用資材、飼料や燃油等の高騰で農業経営に深刻な影響があることは認識しています。これらの状況を踏まえ、市は、昨年度と同様に今年度も農業者の経営支援の一助とすべく国の交付金を活用し「農業者物価高騰支援事業」を緊急支援として実施したところです。市といたしまし

ては、財源確保の問題から市独自支援の継続並びに拡充は困難であると考えていますが、国などの動向を注視しながら必要に応じて対策を講じてまいりたいと考えています。②農業用施設に対する支援策、市は、近年、繰り返し発生した大規模地震や台風等の大雨により、不具合が生じた地域の農業用施設（水路等）を修繕してまいりました。また、老朽化や小規模の災害により生じる不具合については、市内の多くの地区で多面的機能支払交付金を利用し、地元の負担なしで、修繕を実施しているところであります。さらに、これまで同様用排水路の小規模修繕に対して、その費用の半分の補助を実施してまいります。市といたしましては、新たな支援等については財源的に困難であると考えておりますが、多面的機能支払交付金事業に新たに取り組みたいと考えている地区があれば、事業実施に向けてサポートしてまいりたいと考えております。③相馬産米のPR活動の強化、平成23年に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が飛散し、福島県産の農産物の汚染が危惧されたことから、福島県では、平成24年産米より全量全袋検査を実施し、相馬市においては、令和2年産米から、モニタリング検査に移行し、その安全性を確認し、周知してまいりました。また、市は、令和3年度より浜の駅松川浦のイベントに合わせて、毎年相馬地方産の「天のつぶ」1袋（300g）を来場者800人に配布し、その味わい、安全性等を伝え、消費者に対する信頼感と魅力を高めるよう取り組んでいるところです。さらに、市のホームページに、このイベントの様子や、放射線量のモニタリングの結果を掲載し、広く相馬の米の価値を高めるPR活動を実施しております。市といたしましては、引き続き浜の駅松川浦で米の配布を実施するとともに、他のイベントで配布を行うことについても、関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えています。2 農業・農村の維持に対する支援策について①新規就農者に対する複合支援新規就農者を増やすことは、農業政策の重要な柱であると理解しております。そのため、市は、貴農業委員会をはじめ、国や県、JAなど関係機関と連携しながら、新規の就農希望者に対し、生活資金となる経営開始資金や機械導入等について、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。また、福島県が事業主体となる新規就農者確保のためのフェアに参加するとともに、令和5年10月より市ホームページに新規就農者向けのページを掲載し、広く新規就農者の

確保に取り組んでいるところです。その一方で、意見書にもある「移住」に関する施策について、市は、令和5年2月に、「移住定住総合窓口」を設置したところです。今後は、この窓口と「職」と「住」を繋ぐことが出来るよう連携してまいりたいと考えています。

②農業法人等の積極的な誘致策、市は、地域農業を支える担い手の確保において、企業の参入も重要な選択肢の一つと考えており、令和3年度より「福島イノベーション・コースト構想」の要件を充たした事業に対して設備投資に係る特別償却や固定資産税の市税優遇措置を設けているところです。一方、意見書にある市外から参入する法人に対する誘致のための補助金については、現段階では、国や県の支援制度はなく、市単独での実施については、財源的に難しい状況にあります。しかしながら、玉野地区の企業参入の事例については、地元と法人組織が協力して取り組むことにより良好な結果が得られていることから、市といたしましては、他の地区においても、地元の総意と企業の意向が合致すれば、国や県の新規就農に関する既存補助制度を有効に活用しながら、法人参入に関して積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

③有害鳥獣被害対策、市は、ワイヤーメッシュ柵が有害鳥獣被害対策の一つであると考えております。国の中山間地域等直接支払事業だけでなく、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金事業でも、補助要件を満たせば、ワイヤーメッシュ設置への補助が可能です。地区からの要望があれば、これらの事業を積極的に活用したいと考えております。しかし、ワイヤーメッシュ柵の設置費用は電気柵と比較して高額であるため、財源の面で、市単独によるワイヤーメッシュ柵への十分な助成は難しいと考えております。市としては、電気柵設置への助成を維持しつつ、ワイヤーメッシュ柵への補助においては、地域計画作成のための座談会時に行った有害鳥獣被害に関するアンケートの結果を踏まえ、国や県の補助事業の活用について、協議してまいりたいと考えています。

④収益性の高い作物への転換のための支援策、市は、これまで、相馬市地域農業再生協議会を通して、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、水田活用の直接支払交付金等により、主食用米以外の作物に対する補助を実施しているところであり、国は、主食用米以外の作物に対する補助を強化している現状であります。市内の耕作者の多くは水稻が中心であり、高収益作物への転換については、機械等の費用の面だけでなく、耕作者自身が高収益作物に関する知識や

耕作するための技術を新たに身につけていく必要があります。そのため、福島県やＪＡ等の作物毎の専門的な知識や技術を持った職員との協力体制を強化し、情報共有に務めてまいります。

また、地域で収益性の高い作物に転換したいとの相談があれば、国の高収益作物に対する補助事業の活用等について支援して参りたいと考えております。⑤みどりの食料システム戦略の推進、ご存じのとおり、「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（みどりの食料システム法）は、令和３年７月から施行されました。同法第１６条において、市町村及び都道府県は共同して「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を作成すること」とされていることから、県と共同して「福島県みどりの食料システム基本計画」を令和５年３月３１日付で策定しました。市といたしましては、継続してみどりの食料システム戦略の周知を図るとともに、この戦略に賛同し、取り組もうとする地区があれば、支援してまいりたいと考えております。３地域計画の着実な実行、①地域計画の着実な実行地域計画は「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」により法定化され、令和６年度末までに目標地図を含め策定し公表する必要があります。そのため、市では、今年度中に市内全地区で、農業者や関係団体等との意見交換を行うための座談会を開催し、座談会で出た意見を踏まえ地域計画を策定する予定であります。地域計画については、策定した後においても、国の制度や地区及び農業者の状況の変化等により、随時更新していくものであるため、市といたしましては、策定後も、地区及び農業者の状況把握に努め、地域計画をより現状に即した形にしていきたいと考えています。令和６年１月２６日相馬市農業委員会会長前川正人様、相馬市長立谷秀清、説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。２番佐畑幸一委員お願いします。

２ 番 新たな支援策を行う場合、市の財政が厳しいため難しいとの回答ですが、市の財政についてご説明をお願いします。

議 長 農林水産課長の説明を求めます。

農林水産課長 ２番委員の質疑について、ご説明いたします。今後の財政状況

がますます厳しくなるという話も財政部門から聞いていますが、我々の立場からすると、農業分野の支援は必要と考えております。今の制度において国の財源が確保されているものもありますので、市としては十分に財源を確保しながら、支援をしていきたいと考えております。しかし市単独の補助については難しいところがあるのが現状でございます。以上です。

議 長 他にございませんか。12番中和田吉彦委員お願いします。

12番 2 農業・農村の維持に対する支援策についての⑤みどりの食料システム戦略の推進について、市としては具体的にどのような方法で継続して周知を図ろうとしているのですか

議 長 農林水産課長の説明を求めます。

農林水産課長 12番委員の質疑について、まず、PR方法についてですが、広報については市のホームページに特設ページを設けて対応しております。また、詳細な情報が掲載されている関係機関のページへのリンクも貼っております。さらには、発送文書に情報を掲載し、周知を図る予定です。以上が現段階での取組み内容になります。以上です。

議 長 12番中和田吉彦委員お願いします。

12番 県では「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた認定制度の説明用チラシを作成しております。市のホームページだけでは農家の方への広範囲な周知が難しいため、このチラシを活用し、農家へ配布することで広く周知していただきたいと考えております。次に農業・農村の維持に対する支援策についてですが、新規就農者に対する支援策の一環として「移住定住総合窓口」を提供しております。これは相馬市のホームページに掲載されております。ただし、この窓口が関東圏に限定されている点については、一部地域に偏りがあることを指摘していただいたように感じます。その点については改善を検討していますか。

農林水産課長 一部地域に偏りがないような形の方策が取れるかどうかを検

討して参りたいと考えております。以上です

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。よって、本件については、回答書のとおり承認されました。片平課長、ご説明ありがとうございました。

(片平 農林水産課長 退場)

議 長 次に報告第2号報告事項について、を議題といたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について (2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について (3) 農地転用許可に係る工事完了報告について (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について (6) 農地使用貸借合意解約届出について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理しました。こちらは通常、農地に建物を建築する場合には、農業委員会からの農地転用許可を受ける必要がありますが、面積が2アールを超えない農業用施設に限り、農業委員会の転用許可を要せず、届出のみで農業用施設の建設が可能となるものです。去る2月5日に9番委員、10番委員、11番委員、地区担当の推進委員とともに現地調査を実施し、届出の内容のとおり、農業用施設が建設されていることを確認しました。(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は1件の報告を受理いたしました。農地転用許可を受けた事業者は、許可の3か月後に進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は1年ごとに工事が完了するまで定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが許可の条件の一つとされています。去る2月5日に9番委員、10番委員、11番委員とともに現地調査を実施いたしました。番号1番について、転用目的が一般住宅、駐車場で、工事の進捗率が25%になっており、引き続き工事完了まで、事業者に対し、農業委員会と

して報告の提出を求めていくものです。(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は1件の報告を受理いたしました。去る2月5日に9番委員、10番委員、11番委員とともに、現地調査を実施しました。番号1番について、現地調査の結果、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は7件の届出を受理いたしました。番号1番については、3人の共有地となっていた農地の所有者のうち、2人の共有持ち分が放棄されたことにより、残りの所有者の単独持ち分となったことに伴う権利の取得となっております。また、こちらの農地は、先月の総会においても報告いたしましたが、農業委員会へのあっせん希望があった農地で、農地バンクに登録されており、現在においても、耕作者が見つからない状況となっています。担当地区の農業委員、推進委員へのあっせんに依頼しているところですが、担当地区外の委員の皆様にもあっせんのご協力をお願いするものです。番号2番から番号7番の届出については、いずれも相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望等はございませんでした。(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は3件の通知がございました。番号1番から番号3番について、解約の理由は農地法第3条申請のためとなっており、今後、賃借人への農地売買の申請がなされる予定となっております。(6) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は1件の届出がございました。こちらは親子間における使用貸借権の解約となります。解約の理由は、議案第1号農地法第4条申請及び、議案第2号農地法第5条申請の申請地となっていたため、合意解約の提出があったものです。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。よって本件については、事務局報告のとおり承認されました。次に議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。番号1番ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、すでに植林されており、申請人が森林整備に係る補助制度があるふくしま森林再生事業の適用を受けようとしていたところ、申請人の亡き父が農地転用許可を必要だと認識しておらず、許可を受けないまま、すでに約50年前から植林用地として使用していたことが判明し、今般、顛末書をつけて申請をしたものです。工事期間は、許可の日から1ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無は申請人所有の原野がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。2番ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、議案第2号1番案件の申請を受付するにあたり、申請人の所有地を調査したところ、申請人の亡き夫が農地転用許可を必要だと認識せず、許可を受けないまま農業用倉庫、進入路、駐車場用地として使用したことが判明したため、今般、顛末書をつけて申請するものです。工事期間は、許可の日から1ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、②資金計画については、すでに転用行為をしておりますが、農地転用、地目変更手続きで、20万円かかるため、申請人が息子から借入することを金銭消費貸借契約書と息子の資金力を残高証明で確認しております。さらに、⑥併用地の有無は申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は以上です。

議長

続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。9番小島良金委員お願いします。

9 番

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について1番案件と2番案件について、報告いたします。去る2月5日に10番委員、11番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。まず1番案件については、許可基準第1号立地基準について、申請地は非線引き区域用途外にあるその他の農地であることを現地調査にて確認しており、第2種農地であります。許

可基準第2号については、この申請は耕作していない畑に杉を植えて山林に転用する申請であり、申請地以外の事業は困難であると判断いたしました。続いて、許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。続いて2番案件について報告いたします。許可基準第1号立地基準については、申請地は第1種居住制限区域内にある農地で第3種農地であることから立地基準を満たしております。したがって許可基準第2号については該当しません。続いて許可基準第4号については、議案書に記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第1号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務

局より審査内容をご説明申し上げます。案件1番ですが、譲受人と譲渡人および申請地は、議案書に記載のとおりです。今般、譲受人は妻、子ども3人の5人家族であり、現在の借家は手狭なため、通勤と通学に便利な申請地で自己住宅、物置、駐車場用地を整備するものであります。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。案件2番ですが、譲受人と譲渡人および申請地は、議案書に記載のとおりです。譲渡人は、現在1人暮らしで84才と高齢であることから、所有する農地のうち自宅近くの畑のみで自己消費分の作物を耕作しておりますが、その他の農地を維持・管理することが困難になってきたことから、申請地を売却し、譲受人は太陽光発電設備用地を整備するものであります。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾、及び売電先の事業者が経済産業大臣の小売電気事業の登録を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、説明は以上です。

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員举手願います。10番佐藤雄一委員お願いします。

10番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、去る2月5日に9番委員、11番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。1番案件について、申請人、申請地等は議案書記載のとおりです。申請地は非線引き区域用区域外の第1種住居地域内の農地であるため、第3種農地と判断いたしました。したがって立地基準は満たしております。許可基準第2号については、第2種農地でないため該当しません。許可基準第4号については、議案書記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員

からも現地調査において「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。以上です。次に2番案件については、申請人、申請地等については議案書記載のとおりです。可基準第1号の立地基準について申請地は日立木駅から150メートルくらいにありますので、公共施設近距離区域内の農地の要件に該当いたします。よって第3種農地と判断いたしました。したがって立地基準は満たしております。許可基準第2号については第2種農地でないため該当いたしません。許可基準第4号については議案書記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査において「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第3号現況確認証明申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。11番武島竜太委員お願いします。

11番 議案第3号 現況確認証明申請について去る2月5日に、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員と事務局2名と共に、現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請地は3筆とも議案書記載の申請理由のとおり、現況は非農地化しておりまして、申請地目のとおり原野として、証明書を交付することが適当と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号 現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。次に議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。本件に関し、番号1番から番号10番について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査をいただくにあたり、事務局より、ご説明申し上げます。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会が毎年夏頃に実施している農地の利用状況調査にて、再生利用が困難な農地、いわゆるB分類として判断された農地について、「農地」に該当するか否かの判断についてご審議いただくものです。また、

今回の非農地判断の調査についての補足説明ですが、通常であれば、現地調査にて、調査担当委員に農地・非農地の判断をしていただいているところですが、今回上程されております農地について、山林に囲まれ、車での通行が困難な立地にあり、現地調査の日程も限られていたということもあったため、事務局が事前に現地撮影した写真を用い、航空写真と併せて、調査担当委員に非農地判断の調査を行っていただいたところでしたので、ご了承いただければと思います。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしていますが、こちらは調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。説明は以上です。

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。11番武島竜太委員お願いします。

11番 議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る2月5日に、9番委員、10番委員、事務局2名と共に現地調査を実施して参りましたので、調査員を代表して調査結果を報告いたします。現況の内訳は番号1番、2番、3番、5番、8番が「原野」、残りの4番、6番、7番、9番、10番は「山林」となっておりましてすべて非農地と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４号農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断については委員報告のとおり、非農地と判断することに決せられました。次に議案第５号令和５年度第９号農用地利用集積計画について、を議題といたします。番号１番については、１番丹野義基委員が農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定による議事参与の制限に該当することから１番丹野義基委員は、暫時の間、退場願います。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第５号令和５年度第９号農用地利用集積計画について、番号１番について事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、利用権設定の再設定となります。旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定による要件につきましては、満たしております。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第５号番号１番令和５年度第９号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。１番丹野義基委員の入場を認めます。１番丹野義基委員に報告いたします。議案第５号令和５年度第９号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。次に、番号２番から番号３９番までについて相馬市農業委員会会議規則第８条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議あり

ませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 次に番号2番から39番までについて事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、新規の利用権設定の内訳は番号2番から25番の24件で、内訳は2番から10番は中間管理機構を通じての新たな契約、21番、25番は使用賃借契約満了からの新たな契約、それ以外は耕作者変更による新たな契約となります。再設定は26番から39番までの14件となります。すべて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、満たしております。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号令和5年度第9号農用地利用集積計画について、番号2番から39番については、同意することに決せられました。次に、議案第6号相馬市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

議案第6号相馬市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更についてご説明いたします。今回の変更は令和5年3月30日付で国の農地移動適正化あっせん基準事業要領が一部改正されたことに伴い、相馬市農業委員会農地移動適正化あっせん基準を変更するものであります。それでは、相馬市農業委員会農地移動適正化あっせん基準変更新旧対照表を使ってご説明いたしますのでご覧下さい。1農用地等の権利を取得させるべき者及びその者のうち農業を営む者についての要件について、現行の下線部分が削除され、農業を営む者の要件が（1）から（3）のみとなりました。2農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんについて、農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位の規定が、農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位が廃止され、認定農業者及び認定就農者を優先してあっせんすることに基準変更を行いました。5地域計画におけるあっせんについて、基盤強化法改正に伴い地域計画が各市町村で策定されることから、地域計画の中で農業を担う者が位置付けられている場合には、その者、やむを得ない場合は、地域計画の達成に資する者へ、あっせんすることの基準が追加しました。別表1の基準面積、別表2の経営面積について現在、2015年農林業センサスの結果等を踏まえた基準面積（別表1）と経営面積（別表2）を、2020年農林業センサスの結果等を踏まえた基準面積（別表1）と経営面積（別表2）の基準変更を行いました。なお、変更後の全体の案文が相馬市農業委員会農地移動適正化あっせん基準（案）となります。ご確認をいただきたいと思います。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長

質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長

討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号相馬市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更については原案のとおり、決せられました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第 3 2 回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会	会 長	前 川 正 人
----------	-----	---------

議事録署名委員	1 番	丹 野 義 基
---------	-----	---------

議事録署名委員	2 番	佐 畑 幸 一
---------	-----	---------